

駐車場等基準の新旧対照表

	現行			改正案	
	台数	場所		台数	場所
駐車場 (居住)	・計画戸数の 80%以上	・原則として敷地内 ・オープンスペースを 6㎡確保する毎に 1台を隔地で認める ・計画戸数の 50%以上は敷地内に設置	➡	・計画戸数の 50%以上 ・延べ面積 1000㎡未満であって、賑わい等の条件を満たせば附置不要 (OS も不要)	・原則として敷地内 ・オープンスペースを 6㎡確保する毎に 1台を隔地で認める ・上記の全数を隔地可能とする。
	・駐車場用途を除いた床面積が 1000㎡以上の場合、荷解き、車いす対応駐車場が必要	・敷地内		・変更なし	
駐車場 (非居住)	非居住部分の区画数の 80%以上 ※1区画の床面積が 300㎡以上のときは、100㎡当たり 1区画と換算する。	・原則として敷地内 ・オープンスペースを 6㎡確保する毎に 1台を隔地で認める ・駐車場用途等の面積を除いた床面積 1000㎡以上の建築物については、非居住用部分の駐車場の設置数の 50%以上は敷地内に設置	➡	・非居住部分の換算計画戸数の 50%以上 ・延べ面積 1000㎡未満であって、賑わい等の条件を満たせば附置不要 (オープンスペースも不要)	・原則として敷地内 ・オープンスペースを 6㎡確保する毎に 1台を隔地で認める ・上記の全数を隔地可能とする。
	・駐車場用途を除いた床面積が 1000㎡以上の場合、荷解き、車いす対応駐車場が必要	・敷地内		・変更なし	
駐輪場 (居住)	・数値規定なし	・敷地内		・計画戸数につき 1台以上	・敷地内
駐輪場 (非居住)	・数値規定なし	・敷地内		・店舗の場合は床面積 35 平方メートルごとに 1台以上、事務所、事業所の場合は換算計画戸数ごとに 1台以上	・敷地内